



保健福祉センター

発信@みなくる



10月1日▶12月31日

赤い羽根共同募金運動

赤い羽根共同募金運動はだれにでもできる福祉参加運動です。「誰もが安心して暮らせるまちづくり」のため、みなさんのあたたかい思いやりを赤い羽根にお寄せ下さい。

募金運動期間 10月1日～12月31日

募金窓口 南富良野町共同募金委員会

寄付金に税の特典があります

○会社等法人の寄付金は、全額損金算入できます。

○個人の寄付金は、所得税にかかる寄付金控除の対象となります。

『地域福祉計画』および

『地域福祉実践計画』の策定について

「地域福祉計画」「地域福祉実践計画」とは？

「地域福祉計画」とは、市町村が地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための行政計画であり、「地域福祉実践計画」は、地域住民や福祉活動団体等が「地域福祉の担い手」として主体的に策定する民間の活動・行動計画です。

計画策定の目的

地域には、生きがいを見出せない人、家に閉じこもりがちな人、育児に悩んでいる人、また貴重な経験や知識技術を持ちながら生かす場を見つけれずにいる人など様々な生活課題・ニーズを抱えている人がいます。

そのすべての地域の人々が、住み慣れた地域で、心をひとつにしてより住みよい町、誇りの持てる地域社会づくりを目指して、みんなで考え、みんなで支えあい、みんなで解決する、そんな地域のネットワーク・活動が求められています。

第4期計画は、新しい社会福祉法の「個人の尊厳」「自立生活の支援」「地域福祉の推進」「福祉サービス提供の原則」を踏まえ、「誰もが住みよい福祉のまちづくり」を目指して策定するものです。

計画策定の方法

計画の策定にあたっては、地域住民などの参加を得て策定されるものであることから、関係団体・有識者などで構成する策定委員会において計画策定を行います。また、地区座談会等を開催することで、地域における生活課題などを分析し、課題解決に向けた施策などの推進を計画に盛り込んでいきます。

みなくるでも、印鑑登録証明書と住民票の発行を行なっていますので、ご利用ください。

保健福祉センター みなくる

保健福祉課 ☎ 52-2211 FAX 39-7020
地域包括支援センター ☎ 39-7711
社会福祉協議会 ☎ 39-7711 FAX 52-3711